

# 富里市市民活動総合補償制度実施要綱

(平成25年4月1日告示第56号)

改正 平成26年3月18日告示第43号 令和3年3月31日告示第66号  
令和7年3月31日告示第40号

(目的)

第1条 この要綱は、富里市（以下「市」という。）が行う富里市市民活動総合補償制度（以下「本補償制度」という。）について必要な事項を定めることにより、市民活動の健全な発展を図り、もって市民の総意と意欲を活かした協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体等 市内において市民活動を行うことを目的に自主的に組織され、市内に活動の拠点を有し、市民で構成された次の団体をいう。
  - ア 公益を目的とした地域住民組織で、区・自治会、シルバークラブ、子ども会など、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する地縁による団体
  - イ 市民活動を行うために正会員がおおむね5人以上の市民により自主的に結成された条例第2条第5号に規定する市民活動団体
- (2) 市民活動 条例第2条第8号に規定する活動で、市民活動団体等が無報酬（実費弁償程度の場合を含む。以下同じ）で行う公益性のある地域社会活動、社会奉仕活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動及び市又は市が出資した法人（これに準ずる団体を含む。）の行う当該活動に類するもので、市民が無報酬で参加する次に掲げる要件を全て満たすおおむね別表1に定める活動をいう。
  - ア 計画的、継続的かつ自発的に行われているものであること。
  - イ 営利及び自己のために行う活動でないこと。
  - ウ 職業及び職務として行う活動でないこと。
  - エ 学校管理下における活動でないこと。
  - オ 会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動でないこと。
  - カ 特定の政党又は宗教に係る活動でないこと。

キ 日本国内の活動であること。

- (3) 指導者 市民活動団体等において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者（市外居住者を含む。）をいう。
- (4) スタッフ 市民活動団体等の構成員や指導者の補助員など市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者（市外居住者を含む。）をいう。
- (5) 参加者 第2号に規定する市民活動に直接参加する者（市外居住者を含む。）をいい、当該活動の観覧者や応援者など事業の直接的参加者ではない、不特定多数の者は含まない。
- (6) 傷害補償対象者 指導者、スタッフ及び参加者をいう。
- (7) 賠償補償対象者 市、市が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民活動団体等、指導者及びスタッフをいう。

（保険契約）

第3条 市は、本補償制度を保全するための手段として、損害保険会社（以下「保険会社」という。）との間で保険契約を締結するものとする。

（適用事故）

第4条 本補償制度が適用される事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷害事故 市民活動中（当該活動の指導者により当該活動への従事又は参加が名簿等により事前に把握されている場合は、活動に伴う集合地、出発地又は解散地と傷害補償対象者の住所との間の通常の経路による往復途中を含む。）に発生した急激かつ偶然、外来の事故で、傷害補償対象者が死亡し、又は負傷した事故をいう。
- (2) 損害賠償責任事故 市民活動中に賠償補償対象者の過失により市民活動中の指導者、スタッフ、参加者又は第三者の生命、身体、財物若しくは保管物に損害を与え、当該賠償補償対象者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項に起因して発生した市民活動中の事故については、適用しない。

- (1) 傷害事故

ア 傷害補償対象者の故意又は重過失

イ 戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒ぎ

ウ 地震、噴火、津波、洪水その他天災

エ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒を除く）又は心神喪失によるもの

- オ 傷害補償対象者の自殺、犯罪又は闘争行為によるもの
  - カ 医学的他覚所見のないむちうち症又は腰痛
  - キ 傷害補償対象者の無資格運転又は酒酔い運転
  - ク 政府労災保険又は公務災害補償の適用を受けるもの
  - ケ 参加者がスポーツ活動を目的として結成された団体の行うスポーツ活動に参加したことによるもの
  - コ その他保険契約約款に定めるもの
- (2) 損害賠償責任事故
- ア 賠償補償対象者の故意又は重過失
  - イ 戦争、変乱、テロ、暴動、労働争議若しくは政治的又は社会的騒じょう
  - ウ 地震、噴火、津波、洪水その他天災
  - エ 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対するもの
  - オ 航空機、エレベーター、エスカレーター若しくは自動車の所有、管理又は使用に起因するもの
  - カ 施設外における動物によるもの
  - キ その他保険契約約款に定めるもの
- (損害賠償責任事故に係る補償内容)

第6条 損害賠償責任事故の補償内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他損害賠償金
  - (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用
  - (3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、調停等に要した費用で市の承認を得て支出したもの
  - (4) 市に協力するために支出した費用
  - (5) その他保険契約約款に定めるもの
- (補償の範囲)

第7条 第4条に規定する事故に対する補償限度額は、別表2のとおりとする。  
(事故報告)

第8条 市民活動中に事故が発生し、本補償制度の適用を受けようとするときは、市民活動団体等の代表者又は当該活動の主催者等は、速やかに市長に事故報告書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出する事故報告書には、団体の規約、団体名簿、活動計画、実施要項、パンフレット、参加者名簿等、当該事故が発生した活動が、市民活動として客観的に判断できる書類を添付しなければならない。

3 市長は、前項の報告があったときは、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

(活動の判定)

第9条 市長は前条第1項による報告があったときは、当該活動について調査及び審査し、市民活動であるかどうかを判定する。

2 市長は、当該活動が市民活動であると認めるときは、保険会社に対し市民活動証明書(別記第2号様式)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による判定について、必要と認める場合は、富里市市民活動調査委員会(以下「委員会」という。)に調査させ、その報告に基づき当該活動に関する判定を行うことができる。

(委員会の設置)

第10条 前条の調査を行うため、必要に応じ委員会を設置する。

2 委員会に関する庶務は、総務部市民活動推進課において行うものとする。

(委員会の組織)

第11条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 総務部市民活動推進課長

(3) 当該市民活動団体を所管し、又は業務上関連性を有する課等の長

(4) その他市長が必要と認めた職員

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てるものとし、副委員長は、総務部市民活動推進課長の職にある者をもって充てるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(補償金の請求手続)

第14条 損害賠償責任事故に係る補償金の請求は、当該事故に係る加害者と被害者との法律上の問題が解決した後、加害者又は被害者(死亡した場合には、その法定相続人)が市の指定する手続により請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては死亡した者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては負傷を負った者が市の指定する手続により請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請

求は当該傷害の症状が固定した後に、入院及び通院補償に係る補償金の請求は入院又は通院が終了した後に行うものとする。

(補償金の支払)

第15条 市は、前条の規定により補償金の請求があった場合は、第3条に基づき、保険会社が求める必要書類を提出して保険金請求を行うものとし、保険会社は当該補償金を市が指定した口座に振り込むものとする。

2 保険会社は、前項の規定により当該補償金を支払ったときは、補償対象者に支払通知書を送付するとともに、市にその写しを送付するものとする。

(手続等を所管する部署)

第16条 第9条第1項に規定する事故報告書の受付に関わる事務は、当該市民活動に関連性を有する部署又は市民活動団体等に関わる事務を所管する部署において行うものとする。

2 第9条に規定する事務その他保険会社との連絡調整に関わる事務は、総務部市民活動推進課にて行う。

(補則)

第17条 この要綱に基づく本補償制度の内容は、市と保険会社の合意のうえ決定するものとし、本補償制度運用上の疑義が生じたとき、本補償制度の改訂その他特別の事情が生じたときは、必要に応じ市と保険会社とが協議し、これを決定するものとする。

2 この要綱に定めのない事項については、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 2 号関係)

	対象となる市民活動の例
1 地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区・自治会、シルバークラブ、P T A の公益活動</li> <li>(2) 防犯活動 (防犯パトロール、防犯対策の啓発活動、路上違反広告物撤去活動)</li> <li>(3) 防火・防災活動 (防火・防災訓練、防火・防災に関する啓発活動)</li> <li>(4) 交通安全活動 (交通事故防止、違法駐車追放運動、自転車等放置防止活動)</li> <li>(5) 清掃活動等 (道路・排水溝・河川・公園その他公共施設の清掃、草刈り活動)</li> <li>(6) 森林・里山のボランティア活動</li> <li>(7) 資源回収・リサイクル活動</li> <li>(8) 害虫等の駆除・防除の環境衛生活動</li> <li>(9) 地域保健衛生活動 (献血活動、住民検診活動、食生活改善等)</li> <li>(10) その他これらに類する活動</li> </ul>
2 社会奉仕・社会福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉施設等への援護活動 (建物の修理、植樹等の手入れ、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、通園・送迎の介助、託児、カウンセリング、傾聴、手話通訳・点訳・朗読奉仕等)</li> <li>(2) 在宅老人・障がい者 (児) 等への援護活動 (配食サービス、生活介助、通話サービス、ガイドヘルプ、障がい児の遊び・介助、就労・社会復帰支援、手話通訳・点訳・朗読奉仕等)</li> <li>(3) 国際交流ボランティア (日本語教室・通訳支援等)</li> <li>(4) その他これらに類する活動</li> </ul>
3 青少年健全育成活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども会の公益活動</li> <li>(2) ボーイ・ガールスカウト</li> <li>(3) 地域の青少年会等の指導育成活動</li> <li>(4) 非行防止パトロール</li> <li>(5) その他これらに類する活動</li> </ul>

4 市 主 催 事 業 等	<p>(1) 市（市が出資した法人又はこれに準ずる団体含む。）が主催又は共催する事業の実施・運営に携わるボランティア及び参加活動（参加者は、当日の名簿等で把握されている直接的な参加者が対象であり、当該活動の観覧者や応援者など事業の直接的参加者ではない、不特定多数の者は対象外）</p> <p>(2) 市が委嘱又は市の制度に登録した要件を満たした活動</p> <p>(3) 富里市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録した個人又は団体が行う登録要件を満たした活動</p> <p>(4) その他これらに類する活動</p>
---------------------------------	--

別表 2 (第 7 条関係)

補償区分		内 容	補償限度額	
傷害補償	死亡補償	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき	1人	500万円
	後遺障害補償	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき	後遺障害の程度に応じて 1人 15万円～500万円	
	入院補償	事故発生の日から180日までの入院を限度とする。	1人	日額3,000円
	手術補償	入院補償が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍又は40倍)を乗じた額	手術の種類に応じて 1人 30,000円 60,000円 120,000円	
	通院補償	事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする。	1人	日額2,000円
損害賠償補償	身体賠償	参加者や第三者の身体に損害を与えたとき	1人 1事故	6,000万円 2億円
	財物賠償	参加者や第三者の財物に損害を与えたとき	1事故	100万円
	受託物賠償	参加者や第三者から借りたもの・預かり品等に損害を与えたとき	1事故	100万円